

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

27 November 2025

### Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 112

#### 「グローバル秘匿特権ガイド」 第5版発行（英語）のお知らせ

「グローバル秘匿特権ガイド」第5版では、新たな法域としてチリ、コロンビア、サウジアラビア、スイス、ウクライナ及びベネズエラが追加され世界主要38法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。サイバーインシデント対応や社内調査における秘匿特権の適用範囲、AIツールの出入力に関する秘匿性の問題、クロスボーダー取引の秘匿特権の扱い等、実務上の重要課題についても詳しく解説しています。各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイドへのアクセスは[こちら](#)。



#### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 112となる本号では、米国司法省タスクフォース、バイ・アメリカン法を執行し、原産地偽装による関税逃れを追及、ベトナムにおけるグローバルミニマム税の実施に係る法令の公布等をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

#### 目次

##### 1. アジア

ベトナム：グローバルミニマム税の実施に係る法令の公布

##### 2. 豪州

オーストラリア：ペプシコの埋込みロイヤルティ及び迂回利益税（DPT）に関する初の最高裁判決—最高裁で納税者が勝訴

オーストラリア：オーストラリア連邦最高裁が、外国土地所有者等に課されている追加の土地税等が租税条約の無差別条項に反しないと判断

##### 3. 米州

米国：司法省タスクフォース、バイ・アメリカン法を執行し、原産地偽装による関税逃れを追及

##### 4. 欧州

ウクライナ：外国直接投資審査制度を導入する新しい法案

## 「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

第5版となる本ガイドは、上場企業のクロスボーダー買収取引の経験豊富な40以上の法域における専門家の知見を集結しています。上場企業のクロスボーダー買収取引に関して生じる複雑な論点を簡素化し、取引の価値を最大化するために有用となります。

本ガイドは、オンラインにて、法域やトピックごとにデータをフィルタリングや比較することが可能で、特定の法域を詳細に調べることもできる便利なツールとなります。

詳しくはこちらをご覧ください。



## 1. アジア

### ベトナム

#### グローバルミニマム税の実施に係る法令の公布

##### 概要

2025年8月29日、ベトナムにおけるグローバルミニマム税（以下、「GMT」）の実施にかかる法令第236/2025/ND-CP号（以下、「法令第236号」）が正式に公布され、2025年10月15日より施行されており、2024年度から適用される。2024年度とは、2024年1月1日以降（2024年12月31日以前）に開始する事業年度を指す<sup>1</sup>。

法令第236号は以下の4部構成となっており、ベトナムにおけるトップアップ税額の計算、申告、納付に関する詳細を規定している。

- 第1部（適用原則、セーフハーバー、執行上の手続規定）
- 第2部（用語の定義）
- 第3部（計算の詳細）
- 第4部（税務申告書等の様式）

##### 詳細

###### 第1部（適用原則、セーフハーバー、執行上の手続規定）：

法令第236号は、OECD/G20、BEPSプロジェクトの第二の柱の実施に関するガイダンスに沿ったものとなっている。

法令第236条の第1部は3つの主要なセクションに分かれている。

- ① 所得合算ルール（以下、「IIR」）及び適格国内ミニマム課税（以下、「QDMTT」）を適用するための原則（適用順序、適用可能なケースと適用不可能なケースについて）
- ② GMTに係るセーフハーバー及び適用除外措置
- ③ 執行上の手続規定

法令は以下の4つのセーフハーバーと適用除外措置を規定している：

- 國際投資活動の初期段階における多国籍企業（MNE）グループに対するQDMTTの適用除外（第9条）：多国籍企業グループが国際投資活動の初期段階にあり、かつ、(i)その構成企業が設立されている国の数の上限と、(ii)有形資産の帳簿価額の上限の両方の条件を同時に満たす場合、多国籍企業グループのQDMTTによるトップアップ税額はゼロとみなされる。
- QDMTTセーフハーバー（第10条）：ある国・地域につき、QDMTTが納付されている場合、ベトナムのIIRに係るトップアップ税額は、その国・地域についてはゼロとみなされる。
- 移行期間 CbCRセーフハーバーとペナルティの軽減（第11条）：ある国・地域について、ルーティン利益テスト、デミニマステスト、簡

<sup>1</sup> なお、QDMTTを適用する構成事業体が最終親会社の事業体の事業年度に合わせるべく事業年度を決定した場合は、2023年12月に開始する事業年度も、法令第236条の目的では2024年度とみなされる。

## 「2024-2025年 国際仲裁イヤーブック（英語）」発行のお知らせ

ペーカーマッケンジーでは、2024-2025年度国際仲裁イヤーブックを発行しました。本イヤーブックは、昨年1年間の国際仲裁における注目すべき動向について、世界40以上の法域の分析を網羅しています。

本年度版には、SIAC（シンガポール国際仲裁センター）やHKIAC（香港国際仲裁センター）を含む多くの機関による新しい仲裁規則、及び2024年にアブダビに開設された新しい仲裁センターであるArbitrateADの詳細をはじめとする内容が含まれています。

詳しくはこちらをご覧ください。



易ETRテストのいずれかを充足する場合、又は適格CbCR上損失が計上されている場合、ベトナムのIIRに係るトップアップ税額は、その国・地域についてはゼロとみなされる。また、移行期間中はペナルティの軽減も適用される。

- 恒久的セーフハーバー（第12条）：ある国・地域について、ルーティン利益テスト、デミニマステスト、簡易ETRテストのいずれかを満たした場合、ベトナムのIIRに係るトップアップ税額は、その国・地域についてはゼロとみなされる。

法令第236号はまた、ベトナムにおけるGMTの申告、納付、その他手続に関する要件を規定しており、具体的には以下の通りである：

- ベトナム内提供法人（Filing constituent entity）及び適用対象構成事業体（In-scope constituent entities）に関する通知の提出：事業年度終了後30日以内
- 初回税務登録：事業年度終了から90日以内（但し、2024年度が2025年6月30日以前に終了する場合は、2025年10月15日から90日以内（ただし、税務申告納税期限まで））

### 第2部（用語の定義）：

法令第236号は、法令第236号及び決議第107/2023/QH15号（以下、「決議第107号」）で使用される用語を定義している。これらの定義は、第二の柱にかかるGloBEモデル規則の第10条に規定されている用語を翻訳したものである。

### 第3部（計算の詳細）：

法令第236号の別表2は、構成事業体の居住地の決定、及びIIR、QDMTT、セーフハーバーの計算に必要な事項を示している。これらの規定は、第二の柱にかかるGloBEモデル規則の第3節から第9節を引いたものである。

### 第4部（税務申告書等の様式）：

法令第236号の別表3は、ベトナムにおけるQDMTT及びIIRの計算及び申告に関連する税務登録、税務申告及び届出に必要な書式を規定している。これらの書式には以下のものが含まれる：

- ベトナム内提供法人（Filing constituent entity）及び適用対象構成事業体（In-scope constituent entities）に関する通知
- ベトナム内指定提供法人（Designated filing constituent entity）及び適用対象構成事業体（In-scope constituent entities）に関する通知
- 構成事業体が適格当局間合意（Multilateral Competent Authority Agreement CbCR）に基づく情報申告を行った旨の通知書
- 税務コード通知書
- 税務コード登録・修正届出書
- QDMTTのトップアップ税申告書及びIIRのトップアップ税申告書
- 会計基準差異に係る説明書
- QDMTT用情報申告書及びIIR用情報申告書

[最初のページに戻る](#)

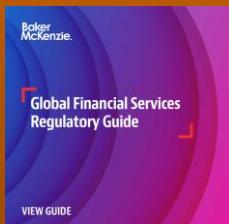
## 「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセット等の急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策（AML）や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編等を背景に、大きな変革期が続いています。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや法域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡単な参考資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



## 2. 豪州

### オーストラリア

#### ペプシコの埋込みロイヤルティ及び迂回利益税（DPT）に関する初の最高裁判決 — 最高裁で納税者が勝訴

##### はじめに

2025年8月13日、オーストラリア最高裁判所は、注目を集めていた、国税庁長官 v. ペプシコ事件（Commissioner of Taxation v. PepsiCo, Inc. [2025] HCA 30）において、4対3の多数意見により納税者の主張を認め、税務当局の控訴をすべて棄却した。多数意見では、①ロイヤルティ源泉所得税は発生しないこと、②迂回利益税（DPT）は適用されないことが結論付けられた。

##### 主要なポイント

- 豪州へのサプライチェーン及び契約条件は尊重されると判断された。契約の正確な解釈に基づき、支払われた金銭は濃縮液の代金であり、知的財産の使用に対するロイヤルティは含まれていないとされた。
- 最高裁は、濃縮液の代金に知的財産の使用許諾料は含まれていないと認定した。ただし、ボトラーが無償で使用許諾を得たわけではなく、広告・販売促進活動を行う義務が付随していたと判断した。これは金銭以外の対価としての知的財産使用権の付与であり、ペプシコにとって実質的な価値があるとされた。
- ロイヤルティに係る源泉税について、最高裁は全会一致で、いかなる支払いも米国のペプシコに対して支払われたものではなく、ロイヤルティ源泉所得税の対象とはならないと判断した。
- DPT（課税）について、多数意見では、ペプシコが税務上の利益を得たとは認められず、迂回利益税の支払義務もないとされた。この点に関して、最高裁は、納税者に課される迂回利益税の立証責任について、納税者が立証責任を果たす唯一の方法が「合理的な代替案（counterfactual）」の提示であるとは限らないとされた。ペプシコは長年一貫して濃縮液の販売と知的財産の無償使用許諾というモデルを採用しており、他の代替案が存在しないこと自体が有効な反証となつた。

##### 事案の概要

本件は、ペプシコが第三者である Schweppes Australia（以下「ボトラー」）と独占ボトリング契約（EBA）を締結し、ペプシコは関連会社として豪州子会社（PBS）を指名して濃縮液をボトラーに販売した。

ボトラーは PBS に対して濃縮液の代金を支払い、その濃縮液を用いたペプシ製品を豪州市場でボトリング・流通させた。また、EBA には、各飲料に関する商標やボトル・缶のデザイン等の知的財産の使用権の付与も含まれていた。

##### 多数意見の論理構成

###### 1. サプライチェーンの尊重

最高裁は、豪州における第三者ボトラーの活用がペプシコ及びボトラー双方にとって有益であると認定した。その理由としては、①ボトラーはペプシコグループの技術革新及びマーケティング能力を活用できたこと、②ペプシコ

## 「規制強化期におけるM&A成功法（英語）」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要なのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カーブアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適応しなければなりません。投資ファンド等のファイナンシャルスポンサーは、バイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジットセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、ベーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り切るための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



はボトラーによるボトリング・流通設備への投資の恩恵を受けたことが挙げられた。

ボトラーは、濃縮液を適正価格で購入する義務及び知的財産の使用権の付与を含む包括的な契約に基づき、独占的なボトラー・販売者・流通業者としての地位を受け入れていた。最高裁は、契約上の約束の交換は濃縮液の将来の購入契約とは別個のものであると認定した。最終的に、PBSがボトラーに対して濃縮液を販売する際の価格は、知的財産の移転を伴うものではないと判断された。

### 2. ロイヤルティ源泉所得税

多数意見では、ボトラーによって支払われた金銭は、ペプシコの知的財産の使用に対する「対価（consideration）」ではなく、オーストラリア税法上のロイヤルティには該当しないと判断された。これは、ボトラーの支払いが濃縮液の代金であり、ペプシコの知的財産の使用に対するロイヤルティ要素を含んでいないという事実に基づくものである。

また、ペプシコの事案において、知的財産の使用に関する約束が、ボトラーからの支払いの根拠又は条件であるとは認められなかった。ボトラーが支払った濃縮液の価格がアームズレングス価格（独立企業間価格）であり、公正かつ過度に高額でないことからも、当該価格の一部が知的財産の使用に対するロイヤルティであるとは言えないとされた。

濃縮液を用いた製品の販売が双方に利益をもたらしたという事実も、ボトラーの支払いの一部が知的財産の使用に対する対価であることの証拠にはならない。さらに、濃縮液の代金に知的財産の使用許諾料が含まれていないとはいえ、ボトラーが無償で使用許諾を得たわけではなく、広告・販売促進活動を行う義務を負うという包括的な商業契約の一部として、実質的な価値が認められた。

さらに、ロイヤルティはペプシコによって「取得された（derived by）」ものでも、「支払われた（paid or credited）」ものでもなく、ボトラーがペプシコに対して濃縮液に関して金銭的義務を負っていないという事実に基づくものである。EBAの条項、実質および効果からも、ペプシコが濃縮液の販売に関与していたとは認められず、濃縮液販売契約はPBSとボトラーとの間で締結されたものである。仮にボトラーが濃縮液の代金を支払わなかった場合、債権を有するのはPBSであり、ペプシコではない。

### 3.迂回利益税（DPT）

多数意見では、迂回利益税は適用されないと判断された。主なポイントは以下のとおりである。

#### ① 立証責任

税務当局は、ペプシコが迂回利益税の立証責任を果たすには、ロイヤルティ源泉所得税が課されない合理的な代替案（alternative postulate）の存在を証明する必要があると主張したが、最高裁はこの主張に反対し、納税者が立証責任を果たす唯一の方法が「合理的な代替案を提示すること」であるとは限らないと判断した。

納税者は、通常、スキームに参加しなかった場合に合理的に予想される行動を示す代替案（postulate 又は counterfactual）を証拠に基づいて提示することで、税務上の利益の不存在を示すことが、例外的な事案では合理的な代替案が存在しないことを立証することで、税務上の利益の不存在を示すことも可能であるとされた。

## 「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になってしまいません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



### ② 経済的・商業的実質

迂回利益税の適用判断においては、契約の経済的実質を重視すべきであり、税務上の利益や代替案の合理性はスキームの実質及び納税者にとっての結果・効果を踏まえて判断されるべきである。

ペプシコとボトラー間の契約は、濃縮液の合意価格での購入及び知的財産権の付与（広告・販売促進活動の義務を含む）を含む包括的なものであり、ボトラーの支払いは濃縮液の代金であって、知的財産の使用権に対する支払いではないと認定された。契約を修正して価格にロイヤルティを含めることは、根本的に異なる契約となる。

この判断はペプシコの事案に限定される部分もあるが、独立した第三者間のアームズレンジス取引であったことが重要な要素とされた。関連会社間の取引では、アームズレンジス性の検証が必要となる可能性がある。ロイヤルティが存在しないことは市場標準であり、ペプシコグループが採用していたビジネスモデルの本質的要素であるとされた。

裁判所は、ボトラーとペプシコの契約がグループの確立されたビジネスモデルの一部でなかった場合に異なる判断が下されるかは不明としつつも、合理的な代替契約は存在しないと結論づけた。また、迂回利益税の「主たる目的テスト（principal purpose test）」について、取引の形式を交渉する際に税務上の結果を考慮しても、直ちに租税回避防止規定や迂回利益税の適用を正当化するものではないとされた。

[最初のページに戻る](#)

### オーストラリア

オーストラリア連邦最高裁が、外国土地所有者等に課されている追加の土地税等が租税条約の無差別条項に反しないと判断

#### はじめに

2025年10月15日、オーストラリア連邦最高裁判所は G Global 120E T2 Pty Ltd 対 州歳入庁長官事件について、判決を言い渡した（以下、「本判決」）。オーストラリア連邦最高裁判所は、後述の2024年の法改正の有効性を、全員一致で支持した。この法改正は、オーストラリアが当事者となっている租税条約を実施するための連邦法と、外国土地所有者等に対して税率を加算する州及び準州の租税法との間の不整合を、遡及的かつ将来に向けて解消するものである。

本判決は国内法に基づく現状の課税を是認するものである。即ち、2018年1月1日以降に外国法人（国外で設立された法人、外国法人又は非居住者が資本参加している法人及び外国法人又は非居住者が支配している法人を含む）に対する土地税を加算することは、租税条約に基づくオーストラリアの義務に違反しないことを確認した。

#### 概要

- オーストラリアが締結した租税条約に含まれる無差別条項は、外国の事業体又は非居住者がオーストラリア納税者以上に負担の大きい課税を受けないことを要求している。本判決は、それにもかかわらず州及び準州の歳入局が外国土地所有者に課している追加の土地税（Surcharge Land Tax）又はその他の追加の納税義務の有効性に関する、あらゆる曖昧さを解消した。

## 「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いたデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



- 本判決は、州及び準州が、外国の事業体又は非居住者に対して課す可能性のある、土地税以外に関する加算された税率やその他の追加の納税義務（例えば、印紙税の追加賦課）も有効となり得ることを示唆している。

- オーストラリア国内における課税の現状：

ビクトリア州及びクイーンズランド州は、外国人又は「不在者（Absentee）」とみなされる事業体が、州内で所有する場合、追加の土地税を課している。

ニューサウスウェールズ州、オーストラリア首都特別地域及びタスマニア州では、住宅用地のみを対象として、追加の土地税を課している。

## 背景

本判決は、以下の二つの別個の事件に対するものである。

- 第一には、クイーンズランド州において、別個のユニット・トラストにおいて、クイーンズランド州の土地を保有していた2つのオーストラリア法人、G Global 120E T2 Pty Ltd 及び G Global 180Q Pty Ltd に対する追加の土地税の賦課に関する事件である。これらの法人の株式及びユニット・トラストユニットは、最終的にはドイツの親会社が所有及び支配していた G Global 120E T2 Pty Ltd 及び G Global 180Q Pty Ltd は、2021年度及び2022年度の土地税について、外国法人としての地位に基づく加算された税率が適用されたことに対して、不服申し立てを行った。
- 第二には、ニュージーランド国籍のフランシス・ストット氏に関する、ビクトリア州における不在者に対する加算された税率の適用に関する事件である。ストット氏は、2016年から2024年の加算された税率に基づく土地税の賦課及びビクトリア州歳入局に対して不在者としての地位を届け出る義務について、不服申し立てを行った。

## 関係法令等

ドイツ及びニュージーランドは、いずれもオーストラリアとの租税条約を締結している。これらの租税条約には「租税若しくはこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない」という、無差別条項が含まれている。即ち、これらの租税条約は、ドイツ及びニュージーランドの国民又はこれらの国の居住者が支配する事業体に対して、オーストラリアの国民又はこれらの国の居住者が支配する事業体よりも重い租税を課すことを禁止している。この無差別条項は「一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって課されるすべての種類の租税に適用」される。租税条約は、1953年国際租税協定法第5条(1)により、オーストラリア国内において、法的効力を付与されている。

もっとも、クイーンズランド州の2010年土地税法（以下、「QLTA」）は、不在者である個人、外国法人又は外国信託の受託者が所有する課税対象である土地に対し、3%の税率が加算された土地税を課している。先述の G Global 120E T2 Pty Ltd 及び G Global 180Q Pty Ltd は、QLTA上の「外国法人」及び「外国信託の受託者」の両方に該当するため、3%の税率が加算された土地税が課された。

また、ビクトリア州の2005年土地税法（以下、「VLTA」）では、オーストラリア国民でも居住者でもない土地の「不在所有者（absentee owner）」

## 「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



は、ビクトリア州歳入庁に対し、不在所有者としての地位を書面により届け出ることを義務付けている。また、不在所有者が所有する課税対象である土地に対しては、4%の税率が加算された土地税が課される。オーストラリア国民でも居住者でもない、2015年から2023年までオーストラリア国外に滞在していたストット氏は、VLTA上「不在所有者」に該当した。

## 2024年改正

2024年4月8日、2024年歳入法改正（外国投資）法により、所得税法（以下、「ITAA」）に第5条(3)が追加された（以下、「2024年改正」）。2024年改正により、租税条約の無差別条項の効力が及ぶのは、所得税（Income Tax）及び福利厚生税（Fringe Benefits Tax）として定義されるオーストラリアの租税に限定された。この改正により、連邦政府、州政府又は準州政府が課すその他の租税に対する国際条約の適用が事実上除外された上、2018年1月1日以降に納付すべき租税についても遡及的に適用除外となった。

## 本判決

オーストラリア連邦最高裁判所は以下の判断を示した。

- 2024年改正以前は、QLTA及びVLTAが、それぞれ外国土地所有者及び不在所有者に対して課していた追加の土地税、並びにVLTAが不在所有者に対して課していた届出義務は、無差別条項に法的効力を与えるITAAと矛盾するため無効であった。
- 2024年改正は憲法上の対外関係権限に基づき、有効である。改正後のITAA第5条は、租税条約と実質的に矛盾しない。
- 2024年改正はITAA第5条に対する有効な遡及的改正であるため、無効であったQLTA及びVLTAに基づく追加の土地税は有効となり、支払義務が発生する。

[最初のページに戻る](#)

## 3. 米州

### 米国

#### 司法省タスクフォース、バイ・アメリカン法を執行し、原産地偽装による関税逃れを追及

司法省反トラスト局の調達談合対策チーム(PCSF)が、様々な連邦政府の執行機関と連携した近時の事案は、米国に対する貿易・調達詐欺に対処するために政府が惜しみなく資源を投入していることを浮き彫りにした。2025年8月21日、連邦大陪審は、米国政府を欺いたとして2つの企業と3人の経営幹部を起訴した。被告らは、中国製フォークリフトが米国製であるとする証明書を偽造したとされる。さらに、中国製製品の輸入税を逃れるため、フォークリフトの価格を過小評価した。被告の過小評価と意図的な誤表示により、100万ドル以上の関税及び手数料を不正に免れたとされる。この事案は、原産国情報の虚偽表示に関連した調達詐欺スキームを追及する司法省の強固な姿勢を示すものである。

### 要点

- 起訴状では、両社と経営幹部がフォークリフトを中国から輸入し、「メイド・イン・チャイナ」のステッカーを剥がし、米国製と偽って

- 販売し、政府との契約を獲得するための前提条件である「バイ・アメリカン法」と「貿易協定法」の遵守を偽って証明したとされている。
- このスキームには、輸入フォークリフトをインボイスで過小評価し、関税を過少に支払うことが含まれており、2018年から2024年にかけて米国政府に関税と手数料につき計100万ドル超負担させたとされている。
  - 司法省反トラスト局の調達談合対策チームが本事案を主導しており、より広範な反トラスト法執行の優先事項と連動して、貿易や関税の虚偽表示による調達詐欺に取り組む司法省の意図を示している。
  - 司法省が政府調達詐欺や関税逃れを排除することを引き続き優先していることから、特に防衛、製造、インフラ等を含む業界の請負業者は、バイ・アメリカン、貿易協定法、その他の連邦貿易・関税法の遵守に関する継続的な精査に備えるべきである。

## 事案の概要

貿易詐欺タスクフォースは、関税詐欺、関税逃れ、密輸に対する取り締まり強化を目的とした、司法省と国土安全保障省（DHS）による新たなイニシアチブである。2025年8月のタスクフォース発足は、貿易・調達詐欺、特に米国の経済及び国家安全保障上の利益を損なう不正行為に対する連邦政府の取組を大幅に強化するものである。このタスクフォースは、司法省の民事・刑事両部門と、税関・国境警備局や国土安全保障調査局といったDHS機関のリソースを統合し、関税を回避し、製品の原産地を偽り又は税関詐欺に関与する輸入業者に対して、民事及び刑事の両面から積極的な取り締まりを行うことを目的としている。重要な優先事項は、納税者の資金を守り、アメリカの製造業者のために公正な競争を確保することにある。

同タスクフォースは、内部告発者による報告や自発的な情報開示を積極的に奨励しており、輸入業者、輸出業者、物流業者に対する監視の強化を示唆している。刑事執行の傾向は、貿易関連の不正行為に対する司法省のアプローチの大規模な強化を意味する。

最近の司法省による起訴は、このような執行の優先順位を示すものである。2025年9月30日、司法省はフォークリフト会社2社とその経営幹部3人を、中国製フォークリフトを輸入し、その真の原産地を隠して米国製品として米国政府機関に不正に販売するスキームに関与した疑いで起訴したことを明らかにした。

起訴状では、CEO、前社長、現社長の指示の下、中国メーカーからフォークリフトを購入し、それをアメリカ製でありバイ・アメリカン法に準拠したものとして連邦政府機関に販売するという複数年にわたる共謀があったとしている。検察官は、これらの会社が中国原産のラベルや検査タグを剥がし、不正な原産地証明書を発行したと主張している。国防総省と国土安全保障省は、こうした虚偽の証明書と虚偽の説明に基づいて、さまざまな政府契約を結んだ。起訴状によると、被告らはまた、中国のサプライヤーと共に、米国通関用のインボイスでフォークリフトを過小評価し、100万ドル以上の関税を免れた。

DOJのアビゲイル・スレーター司法次官補（反トラスト部門担当）は、「被告らは政府に販売した製品の原産地を不正に隠し、関税の支払いを免れるために共謀した」と述べ<sup>2</sup>、このスキームの重大性を強調した。彼女は、「反トラスト法部門は、消費者や労働者を含むアメリカ経済が悪質業者から確実に守られるよう、引き続き注力していく」と約束した。この事案は、特に反トラスト法や通商法の執行と関連し、納税者の資金が危険にさらされている調達詐欺の追及における司法省のより積極的な姿勢を反映している。多くのア

---

<sup>2</sup> Abigail Slater (@AAGSlater), X (September 30, 2025), <https://x.com/AAGSlater/status/1973115810123022612>

メリカ人は、「バイ・アメリカン」政策を、国内製造、技術革新及び雇用創出を促進するための公約とみなしている。スレーター司法次官補は、「それはアメリカ製であり、アメリカの技術革新と創意工夫を意味する。それはまた、アメリカの雇用を意味する。この司法省は、バイ・アメリカンと関税とを損なう犯罪者を許さない」とし、米国製と偽って販売されたフォークリフトのために、納税者に高値を支払わせ、自己の利益のためにこうした価値を悪用したと被告を非難した。

本事案はまた、省庁間の協力の役割を浮き彫りにしている。捜査パートナーは、米国陸軍犯罪捜査部、国防犯罪捜査局、米国空軍特別捜査局、米国一般調達局監察官室、国土安全保障省監察官室、退役軍人局監察官室及び米国国防契約監査局等が捜査で協力した。

起訴状で申し立てられた不正行為は、貿易や関税の虚偽表示に関わる詐欺行為との関連だけでなく、起訴の指揮を司法省反トラスト局の調達談合対策チームが執っている点でも重要である。2019年に創設されて以来、調達談合対策チームは連邦、州、地方レベルにわたる公共調達における入札談合、詐欺に対応する努力を調整する中心的な役割を果たしてきた。本事案は、特に調達が独占禁止法の優先事項と関連する場合、政府資金によるプロジェクトにおける誠実性を確保する上で、対策チームの役割が拡大していることを示している。

調達談合対策チーム、司法省・国土安全保障省貿易詐欺タスクフォース、及び増加する様々な省庁横断タスクフォースは、国際貿易と公共調達の両方における不正の根絶を重視する連邦政府の姿勢を反映している。これらの取組は、民事と刑事の権限を融合させ、多方面から不正行為を追及する、積極的かつ協調的な取り締まりへの戦略的転換を示している。

連邦政府の請負業者と供給業者は、特に貿易協定、関税法、及びバイ・アメリカン法等の国内調達規則の遵守に関する監視が強化されることを予期しなければならない。企業はこれまで以上に、社内のコンプライアンス・プログラムを強固なものにし、サプライチェーンの表示を正確にするよう精査し、税関報告を適用される規制に完全に沿ったものにする必要がある。積極的なコンプライアンスは、特に政府向けに販売する企業にとっては、執行リスクを軽減するだけでなく、政府契約における誠実さを示すためにも不可欠くなっている。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 欧州

### ウクライナ

#### 外国直接投資審査制度を導入する新しい法案

2025年9月22日、ウクライナ議会に法案 No.14062「外国直接投資の審査に関する法律」（以下、「法案」）が登録された。この法案は、国家安全保障に関連する分野での特定の外国直接投資（FDI）に関して、義務的届出要件と審査手続を導入することを提案している。ウクライナがEUの外国直接投資規制（2019/452）に沿った投資制度を整備するための取組の一環である。

## 外国直接投資審査委員会

外国直接投資審査委員会は、経済省の下に設置され、その活動はウクライナの内閣によって別途規制を受ける。委員会は、国家安全保障や外交を担当する複数の政府機関の代表で構成される。外国直接投資の届出の審査を担当し、審査対象となるか、また届出について承認、条件付き承認又は拒否するかを決定する。

### 対象分野

外国直接投資は、以下の分野において活動するウクライナ法人（以下、「審査対象法人」）を対象とする場合に、審査対象となる。

- 重要インフラ
- 戦略鉱物
- 防衛・デュアルユース製品

### 届出対象取引

法案は、外国直接投資の結果、直接又は間接に外国投資家が以下の権利等を得る場合に、外国直接投資について承認を求める届出が必要であるとする。

- 審査対象法人の議決権の 25%以上を取得
- 審査対象法人の単独の執行機関若しくは執行機関の過半数を任命する権利又は監査役会若しくはその他の経営機関の 25%超を任命する権利を取得
- 経営決定を阻止する権利を取得
- 審査対象法人の総資産の 10%以上の価値を有する固定資産の所有権又は使用権の取得
- その他外国直接投資となる審査対象法人への投資取引（キャッチオール条項）

外国投資家の登記が作成され、外国直接投資を行う投資家は、年次の報告及び監督の対象となる。登記簿へのアクセスは法に従って制限される。

### 審査手続

初期レビュー：外国直接投資の届出がなされた場合、審査委員会は届出された投資が審査対象に該当するかを判断しなければならない。60 日以内に、審査委員会は届出情報及び資料が十分かを確認する。届出された投資が審査対象となるか否かの決定は、当該決定から 5 営業日以内に投資家に通知される。

審査：審査は、審査を行う決定がなされた日から 90 日以内に完了しなければならない。当初の 30 日以内に、審査委員会は審査に必要な情報を保有する又は取得し得る政府機関に対し情報請求を行い、政府機関は 30 日以内に対応が求められる。外国直接投資の届出について拒否理由がない場合には、審査委員会は投資を承認又は条件付き承認する決定を行う。承認が拒否される場合としては、①外国投資家が虚偽又は不完全な情報を提出した場合、②企図される取引が重要インフラ、必要不可欠な機能及び／又はサービスの安全への脅威となる場合、③取引がウクライナの国家安全保障又は国家の利益への脅威となる場合があげられる。

## **禁止される取引**

投資家が届出時又は過去 2 年以内に以下に該当する場合には、外国直接投資は承認されない。

- 外国投資家が、その株主資本の中に、侵略国又は他の制裁対象国と関連する投資を受けていた場合
- 外国投資家（その創業者／株主又は実質的支配者）が制裁対象となっていた又は侵略国と関連していた場合
- 外国投資家（その創業者／株主又は実質的支配者）が占領国又は侵略国の国民であった場合
- 外国投資家が占領国又は侵略国において直接又は間接の所有権を有していた場合

## **企業結合規制**

法案は、外国直接投資の審査の決定を得た場合又は外国直接投資の審査の対象とならないことの確認が事前にはない限り、ウクライナの独占禁止委員会による企業結合規制の審査が開始されず、クリアランスが付与されないと定めている。法案が可決された場合、ウクライナの企業結合規制のクリアランスが必要な取引に関して、クリアランスを得るのに必要な期間が大幅に延長される可能性がある。

## **違反時の制裁**

外国直接投資の届出義務に違反した場合には、以下のような制裁の対象となり得る。

- 外国投資を伴う取引によって取得された議決権の取消
- 関連取引の無効化
- 関連取引の実行日からの利益配分・配当受領権の喪失
- 外国直接投資の価値の最大 50% の罰金

## **今後の見通し**

法案はウクライナにおける正式な外国直接投資の審査制度を確立する重要なステップである。可決された場合には、外国直接投資の審査及び企業結合規制の届出の時間軸についてより慎重なプランニングが必要となり、また取引完後は年次の報告及び監督に備えなければならない。M&A 取引の当事者は取引の相手方について事前にデュー・デリジェンスを行い、外国直接投資の審査におけるリスクを検討するとともに、取引契約において当事者間のリスク分配のための条項を合意すべきである。

法案は現在議会で審議中であり、2025 年 10 月 8 日には代替案も提出されている。法案の採択に先んじて、官民の利害関係者との間で協議がなされる予定である。立法動向を注視し、対象分野での投資計画への影響を評価することが推奨される。

[最初のページに戻る](#)